

大阪府私立高等学校等学び直し支援金事務処理要領新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">大阪府私立高等学校等学び直し支援金事務処理要領</p> <p>I 制度の概要</p> <p>1. 制度の趣旨・目的</p> <p>大阪府は、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）を中途退学した者が、再び大阪府内に所在する私立高等学校等で学び直す場合は、就学支援金支給期間である36月（定時制・通信制は48月）を経過後も、卒業までの期間、継続して大阪府私立高等学校等学び直し支援金（就学支援金に相当する額。以下「学び直し支援金」という。）を支給する。</p> <p>2. 対象となる私立高等学校等 略</p> <p>3. 交付対象</p> <p>学び直し支援金の交付対象は、2で掲げた私立高等学校等に在学し、以下の①～⑦の全ての要件を満たす生徒のうち、大阪府教育長（以下「教育長」という。）による受</p> | <p style="text-align: center;">大阪府私立高等学校等学び直し支援金事務処理要領</p> <p>I 制度の概要</p> <p>1. 制度の趣旨・目的</p> <p>大阪府は、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）を中途退学した者が、再び大阪府内に所在する私立高等学校等で学び直す場合は、就学支援金支給期間である36月（定時制・通信制は48月）を経過後も、卒業までの期間、継続して大阪府私立高等学校等学び直し支援金（就学支援金に相当する額。以下「学び直し支援金」<u>（※1）</u>という。）を支給する。</p> <p><u>※1 就学支援金とは別の制度です。</u></p> <p>2. 対象となる私立高等学校等 略</p> <p>3. 交付対象</p> <p>学び直し支援金の交付対象は、2で掲げた私立高等学校等に在学し、以下の①～⑦の全ての要件を満たす生徒のうち、大阪府教育長（以下「教育長」という。）による受</p> |

給資格の認定を受けた者（以下「受給資格認定者」という。）に代わって学び直し支援金を受領する私立高等学校等の設置者（※3）（以下「設置者」という。）とする。

※3 交付要綱第3条の規定により、学び直し支援金の受領に必要な手続きについては、設置者が生徒の委任を受けて行うことになる。

- ① 日本国内に住所を有する者
- ② 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- ③ 法第3条第2項第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者（定時制及び通信制は48月））

ただし、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、規則第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については、この要件を適用しない。

- ④ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金制度（新制度）の対象者であった者（※4）に限る。）

- ⑤ 高等学校等を退学したことがある者

ここで言う「退学」とは、単に「退学」の事実があればよく、転学に類する退学も含まれる。平成26年4月改正前の就学支援金制度（旧制度）と平成26年4月改正後

給資格の認定を受けた者（以下「受給資格認定者」という。）に代わって学び直し支援金を受領する設置者（※1）（以下「設置者」という。）とする。

※1 交付要綱第3条の規定により、学び直し支援金の受領及び受領に必要な手続きについては、私立高等学校等の設置者が生徒の委任を受けて行うことになる。

- ① 日本国内に住所を有する者
- ② 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- ③ 法第3条第2項第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者（定時制及び通信制は48月））

※ ただし、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、規則第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については、この要件を適用しない。

- ④ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金制度（新制度）の対象者であった者（※）に限る。）

※ 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は所得制限に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（所得制限に該当することを予測して受給資格の認定申請を行わなかった者を含む。）をいう。したがって、新制度に移行することのなかった旧制度対象者（公立高校授業料不徴収制度の対象者を含む。）は、学び直し支援金の支給を受けることができない。

- ⑤ 高等学校等を退学したことがある者

※ ここで言う「退学」とは、単に「退学」の事実があればよく、転学に類する退学も含まれる。旧就学支援金制度（平成26年4月改正前）と新就学支援金制度（平成

の就学支援金制度（新制度）の適用関係においては、旧制度対象者が「転学」や「それに類する退学・編入学」をした場合は、「引き続き高校等に在学する者」として旧制度の対象となることとしているが、この考え方が異なることに注意。

- ⑥ 学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して24月未満である者
- ⑦ 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に規定する所得制限に該当しない者）

※4 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は所得制限に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（所得制限に該当することを予測して受給資格の認定申請を行わなかった者を含む。）をいう。したがって、新制度に移行することのなかった旧制度対象者（公立高校授業料不徴収制度の対象者を含む。）は、学び直し支援金の支給を受けることができない。

4. 支給期間

学び直し支援金の支給期間は、最大で24月とする。

就学支援金制度においては、全日制の支給期間が36月であるのに対して、定時制及び通信制は48月とされているが、本制度においては、対象となる私立高等学校等全てについて24月とする。

5. 受給資格認定

学び直し支援金の支給を受けようとする生徒は、就学支援金制度（新制度）と同様に、

26年4月改正後）の適用関係においては、旧制度対象者が「転学」や「それに類する退学・編入学」をした場合は、「引き続き高校等に在学する者」として旧制度の対象となることとしているが、この考え方が異なることに注意。

- ⑥ 学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して24月未満である者
- ⑦ 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に規定する所得制限に該当しない者）

4. 支給期間

学び直し支援金の支給期間は、最大で24月とする。

※ 就学支援金制度においては、全日制の支給期間が36月であるのに対して、定時制及び通信制は48月とされているが、本制度においては、対象となる私立高等学校等全てについて24月とする。

5. 受給資格認定

学び直し支援金の支給を受けようとする生徒は、就学支援金制度（新制度）と同様に、

「大阪府私立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書(認定要項様式第1号)」(以下「認定申請書」という。)に保護者等の道府県民税所得割額や市町村民税所得割額を証明する書類(以下「課税証明書等」という。)を添付して、その在学する私立高等学校等(同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の私立高等学校等の課程(※5、※6))の設置者を經由して教育長に提出し、その認定を受けなければならない。

※5 私立高等学校と私立専修学校高等課程の両方(いずれも大阪府私立高等学校等学び直し支援金の対象となる私立高等学校等)に在学する場合は、両方の学校で学び直し支援金を受給することはできない。

※6 大阪府内の学び直し支援金の交付対象となる私立高等学校等と大阪府外の学び直し支援金の対象となる高等学校等の両方に在学する場合は、両方の学校で学び直し支援金を受給することはできない。

6. 支給額

(1) 支給額及び支給限度額

学び直し支援金の支給額は、法第6条の規定に基づき支給される就学支援金に相当する額であり、具体的には、私立高等学校等の授業料の月額に相当する額(支給限度額を超える場合は、支給限度額)となる。各学校種の月額の支給限度額9,900円。(基礎額であり、別途対象者には加算支給の適用がある。)

なお、就学支援金制度においては、1単位あたりの授業料を設定している場合は、別途1単位あたりの支給限度額を設けているが、本制度においては、1単位あたりの支給限度額は設けず、定額授業料の場合の支給限度額と同じ額としている。また、通算の支給上限単位数(74単位)及び年間の支給上限単位数(30単位)についても設定していない。

「大阪府私立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書(認定要項様式第1号)」(以下「認定申請書」という。)に保護者等(生徒の親権を行う者等)の道府県民税所得割額や市町村民税所得割額を証明する書類(以下「課税証明書等」という。)を添付して、その在学する私立高等学校等(同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の私立高等学校等の課程(※))の設置者を經由して教育長に提出し、その認定を受けなければならない。

※ 私立高等学校と私立専修学校高等課程の両方(いずれも大阪府私立高等学校等学び直し支援金の対象となる私立高等学校等)に在学する場合は、両方の学校で学び直し支援金を併給することはできない。

※ 大阪府私立高等学校等学び直し支援金の交付対象となる私立高等学校等と他の学び直し支援金の対象となる高等学校等の両方に在学する場合は、両方の学校で学び直し支援金を併給することはできない。

6. 支給額

(1) 支給額及び支給限度額

学び直し支援金の支給額は、法第6条の規定に基づき支給される就学支援金に相当する額であり、具体的には、私立高等学校等の授業料の月額に相当する額(支給限度額を超える場合は、支給限度額)となる。各学校種の月額の支給限度額9,900円。(基礎額であり、別途対象者には加算支給の適用がある。)

なお、就学支援金制度においては、1単位あたりの授業料を設定している場合は、別途1単位あたりの支給限度額を設けているが、本制度においては、1単位あたりの支給限度額は設けず、定額授業料の場合の支給限度額と同じ額としている。また、通算の支給上限単位数(74単位)及び年間の支給上限単位数(30単位)についても設定していない。

（２）授業料債権への充当

学び直し支援金の額は、授業料の月額に相当する額（支給限度額を超える場合は、支給限度額）であり、設置者が有する受給権者の授業料に係る債権（以下「授業料債権」という。）の額となる。したがって、授業料減免等により、授業料の一部又は全部が免除され、授業料債権そのものが減額又は消滅している場合は、授業料減免後の授業料債権の額が学び直し支援金の額となる。

授業料債権そのものを減じる授業料減免事業は、学び直し支援金の支給とは言えず、補助対象とはならない。学び直し支援金は、あくまで、授業料債権が生じていることが確認でき、その弁済に充てるために支給するものに限る。

7. 所得に応じた支給（所得制限及び加算基準の設定）

就学支援金制度（新制度）と同様に、所得制限及び加算基準を設けている。

私立高校学校等の生徒のうち、保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない生徒については、学び直し支援金の支給対象とならない。

私立高等学校等の生徒のうち、特に保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる生徒については、保護者等の所得に応じて、6（１）の支給額を1.5倍～2.5倍した額を上限として支給する。

所得確認の基準は、世帯構成を考慮した基準である道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額により判断する。

（２）授業料債権への充当

学び直し支援金の額は、授業料の月額に相当する額（支給限度額を超える場合は、支給限度額）であり、設置者が有する受給権者の授業料に係る債権（以下「授業料債権」という。）の額となる。したがって、授業料減免等により、授業料の一部又は全部が免除され、授業料債権そのものが減額又は消滅している場合は、授業料減免後の授業料債権の額が学び直し支援金の額となる。

また、授業料債権そのものを減じる授業料減免事業は、学び直し支援金の支給とは言えず、補助対象とはならない。学び直し支援金は、あくまで、授業料債権が生じていることが確認でき、その弁済に充てるために支給するものに限る。

7. 所得に応じた支給（所得制限及び加算基準の設定）

就学支援金制度（新制度）と同様に、所得制限及び加算基準を設けている。

私立高等学校等の生徒のうち、保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない生徒については、所得制限により、学び直し支援金の支給対象とならない。

また、特に保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者については、所得に応じて、学び直し支援金の額を1.5倍～2.5倍した額を上限として加算支給が適用となる。

所得確認の基準は、平成30年6月分までの支給については、世帯構成を考慮した基準である市町村民税所得割額により判断する。

また、平成30年7月分からは、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額により判断する。

これは、平成30年度分の個人住民税から、都道府県から指定都市への税源移譲が行われ、指定都市と指定都市を有する道府県の標準税率が変更されることで、指定都市とそれ以外の市町村とで市町村民税所得割の標準税率が異なることに対応するため

の措置であり、年収の基準そのものを変更するものではない。

<平成 30 年 6 月分までの学び直し支援金の支給限度額等一覧（加算支給反映あり）>

>

| 支給限度額等 | 保護者等の市町村民税所得割額 | 世帯年収のめやす（参考） |
|--------------|-------------------------|----------------|
| 所得制限 | 304,200 円以上 | 910 万円以上程度 |
| 支給限度額 | 154,500 円以上 304,200 円未満 | 590～910 万円未満程度 |
| 支給限度額の 1.5 倍 | 51,300 円以上 154,500 円未満 | 350～590 万円未満程度 |
| 支給限度額の 2.0 倍 | 100 円（※）以上 51,300 円未満 | 250～350 万円未満程度 |
| 支給限度額の 2.5 倍 | 0 円（非課税） | 250 万円未満程度 |

<平成 30 年 7 月分以降の学び直し支援金の支給限度額等一覧（加算支給反映あり）>

>

| 支給限度額等 | 保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額 | 世帯年収のめやす（参考） |
|--------------|-------------------------------|----------------|
| 所得制限 | 507,000 円以上 | 910 万円以上程度 |
| 支給限度額 | 257,500 円以上 507,000 円未満 | 590～910 万円未満程度 |
| 支給限度額の 1.5 倍 | 85,500 円以上 257,500 円未満 | 350～590 万円未満程度 |
| 支給限度額の 2.0 倍 | 100 円（※）以上 85,500 円未満 | 250～350 万円未満程度 |
| 支給限度額の 2.5 倍 | 0 円（非課税） | 250 万円未満程度 |

※ 実際の税額の算定においては、100 円未満の端数は切捨てとなり、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が 1～99 円となることはない。この場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は非課税となるため、課税証明書等の内訳において 1～99 円と記載されている場合であっても、2.5 倍加算の対象となる。

8. 収入状況の届出

受給資格認定者に係る 所得確認については、就学支援金制度（新制度）と同様に、学び直し支援金の支給が停止されている場合を除き、受給資格認定者が、毎年度、教育長が別に定める日までに、「大阪府私立高等学校等学び直し支援金収入状況届出書（認定要項様

| 支給限度額等 | 保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額 | 世帯年収の目安（参考） |
|--------------|-------------------------------|----------------|
| 所得制限 | 507,000 円以上 | 910 万円以上程度 |
| 支給限度額 | 257,500 円以上 507,000 円未満 | 590～910 万円未満程度 |
| 支給限度額の 1.5 倍 | 85,500 円以上 257,500 円未満 | 350～590 万円未満程度 |
| 支給限度額の 2.0 倍 | 100 円（※7）以上 85,500 円未満 | 250～350 万円未満程度 |
| 支給限度額の 2.5 倍 | 0 円（非課税） | 250 万円未満程度 |

※7 実際の税額の算定においては、100 円未満の端数は切捨てとなり、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が 1～99 円となることはない。この場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は非課税となるため、課税証明書等の内訳において 1～99 円と記載されている場合であっても、2.5 倍加算の対象となる。

8. 収入状況の届出

保護者等の 所得確認については、就学支援金制度（新制度）と同様に、学び直し支援金の支給が停止されている場合を除き、受給資格認定者が、毎年度、教育長が別に定める日までに、「大阪府私立高等学校等学び直し支援金収入状況届出書（認定要項様

式第1号)」(以下「収入状況届出書」という。)に保護者等の課税証明書等を添付したものの(以下「収入状況届出書等」という。)を、設置者を經由して教育長に提出しなければならない。

また、受給資格認定者(学び直し支援金の支給が停止されている者を除く。)は、保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、設置者を經由して、速やかに教育長に提出しなければならない。ただし、既に保護者等の課税証明書等を提出している場合は、当該課税証明書等を改めて添付する必要はない。

9. 学び直し支援金の支払の一時差止め

教育長は、就学支援金制度(新制度)と同様に、受給資格認定者が、正当な理由がなく収入状況の届出をしないときは、学び直し支援金の支払を一時差し止めることができる。

10. 受給資格の消滅 略

学び直し支援金の支給は、受給資格認定申請のあった月(月の初日に在学している場合に限る。)から始まり、受給事由が消滅(退学、除籍、転学、所得制限額を超過することになった等)した月に終了する。

設置者は、生徒の受給資格が消滅した場合は、「大阪府私立高等学校等学び直し支援金報告用シート(様式ア-1、ア-2又はア-3)」(以下「報告用シート」という。)を作成し、教育長に報告しなければならない。

11. 休学による支給停止・支給再開

定要項様式第1号)」(以下「収入状況届出書」という。)に保護者等の課税証明書等を添付したものの(以下「収入状況届出書等」という。)を、設置者を經由して教育長に提出しなければならない。

また、受給資格認定者である生徒(学び直し支援金の支給が停止されている者を除く。)は、保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、設置者を經由して、速やかに教育長に提出しなければならない。ただし、既に保護者等の課税証明書等を提出している場合は、当該課税証明書等を改めて添付する必要はない。

9. 学び直し支援金の支払の一時差止め

教育長は、就学支援金制度(新制度)と同様に、受給資格認定者である生徒が、正当な理由がなく収入状況の届出をしないときは、学び直し支援金の支払を一時差し止めることができる。

10. 受給資格の消滅 略

学び直し支援金の支給は、受給資格認定申請のあった月(月の初日に在学している場合に限る。)から始まり、受給事由が消滅(卒業(修業年限3年未満のものに限る)、退学、除籍、転学、所得制限等)した月に終了する。

設置者は、生徒の受給資格が消滅した場合は、「大阪府私立高等学校等学び直し支援金報告用シート(様式ア-1、ア-2又はア-3)」(以下「報告用シート」という。)を作成し、教育長に報告しなければならない。

11. 休学による支給停止・支給再開

受給資格認定者が休学し、学び直し支援金の支給の停止を希望する場合は、就学支援金制度（新制度）と同様に、受給資格認定者が、「大阪府私立高等学校等学び直し支援金の支給停止申出書（認定要項様式第2号）（以下「支給停止申出書」という。）」を作成し、設置者を經由して教育長に提出しなければならない。

設置者は、受給資格認定者から支給停止申出書の提出があった場合は、報告用シートを作成し、教育長に報告しなければならない。

また、復学により、学び直し支援金の支給の再開を希望する場合は、就学支援金制度（新制度）と同様に、受給資格認定者が、「大阪府私立高等学校等学び直し支援金の支給再開申出書（認定要項様式第3号）（以下「支給再開申出書」という。）」を作成し、設置者を經由して教育長に提出しなければならない。

設置者は、受給資格認定者から支給再開申出書の提出があった場合は、報告用シートを作成し、教育長に報告しなければならない。

受給資格認定者が学び直し支援金の支給停止を申し出た場合、当該申出の日の属する月の翌月から、復学して支給再開を申し出た日の属する月まで学び直し支援金の支給は停止され、当該休学期間は学び直し支援金の支給期間に算入されない。

12. 学び直し支援金の支給方法

就学支援金制度（新制度）と同様に、設置者による代理受領方式によるものとする。従って、学び直し支援金に係る交付申請や実績報告などは、生徒の委任に基づき、設置者が自己の名において「大阪府私立高等学校等学び直し支援金交付申請書（交付要綱様式1）（以下「交付申請書」という。）」、「大阪府私立高等学校等学び直し支援金変更交付申請書（交付要綱様式2）（以下「変更交付申請書」という。）」、「大阪府私立高等学校等学び直し支援金実績報告書（交付要綱様式3）（以下「実績報告書」という。）」を作成し、教育長に提出する。

受給資格認定者が休学し、学び直し支援金の支給の停止を希望する場合は、就学支援金制度（新制度）と同様に、受給資格認定者**である生徒**が、「大阪府私立高等学校等学び直し支援金の支給停止申出書（認定要項様式第2号）（以下「支給停止申出書」という。）」を作成し、設置者を經由して教育長に提出しなければならない。

設置者は、受給資格認定者から支給停止申出書の提出があった場合は、報告用シートを作成し、教育長に報告しなければならない。

また、復学により、学び直し支援金の支給の再開を希望する場合は、就学支援金制度（新制度）と同様に、受給資格認定者**である生徒**が、「大阪府私立高等学校等学び直し支援金の支給再開申出書（認定要項様式第3号）（以下「支給再開申出書」という。）」を作成し、設置者を經由して教育長に提出しなければならない。

設置者は、受給資格認定者から支給再開申出書の提出があった場合は、報告用シートを作成し、教育長に報告しなければならない。

生徒が学び直し支援金の支給停止を申し出た場合、当該申出の日の属する月の翌月から、復学して支給再開を申し出た日の属する月まで学び直し支援金の支給は停止され、当該休学期間は学び直し支援金の支給期間に算入されない。

12. 学び直し支援金の支給方法

就学支援金制度（新制度）と同様に、設置者による代理受領方式によるものとする。従って、学び直し支援金に係る交付申請や実績報告などは、生徒の委任に基づき、設置者が自己の名において「大阪府私立高等学校等学び直し支援金交付申請書（交付要綱様式1）（以下「交付申請書」という。）」、「大阪府私立高等学校等学び直し支援金変更交付申請書（交付要綱様式2）（以下「変更交付申請書」という。）」、「大阪府私立高等学校等学び直し支援金実績報告書（交付要綱様式3）（以下「実績報告書」という。）」を作成し、教育長に提出する**こととなる**。

教育長は、上記申請書等の内容を審査の上、設置者を名宛人として、交付決定や額の確定を行う。

設置者は、教育長から学び直し支援金の交付決定や額の確定の通知を受けたときは、速やかに受給資格認定者に通知し、また、学び直し支援金の交付を受けたときは、速やかに当該受給資格認定者に係る授業料債権に充当するものとする。

13. 学び直し支援金の支払 略

14. 留意事項

(1) 各私立高等学校等は、本制度の円滑な実施を図るため、様々な機会を捉え、本制度の趣旨・目的、期待される効果、内容について生徒・保護者等に十分な周知等を行うこと。

(2) 申請書の提出期限を過ぎた場合であっても、申請のあった日（やむを得ない理由がある場合、やむを得ない理由がやんだ後 15 日以内にその申請をしたときには、やむを得ない理由により申請をすることができなくなった日）の属する月から受給が可能であるため、提出が遅れている生徒・保護者については、速やかな提出を促すこと。さらに、低所得世帯を対象とした、授業料以外の教育費負担を軽減するための「高校生等奨学給付金」制度について、学び直し支援金と混同し、一方のみしか申請をしない場合等が想定されるため、学び直し支援金を周知する際に併せて周知を行うこと。その際、私立高等学校等の生徒については、学び直し支援金の 2.5 倍加算支給対象者であれば、奨学給付金の支給要件も満たすことを説明すること。また、学校の所在地と異なる都道府県に在住する生徒には、奨学給付金が在住する都道府県から支給されることも説明すること。

(3) 学び直し支援金の受給資格認定申請及び収入状況届出にあたっては、設置者において、情報の紛失、漏洩等が起こらないよう、個人情報の取り扱いには十分留意す

教育長は上記申請書等の内容を審査の上、設置者を名宛人として、交付決定や額の確定を行う。

設置者は、教育長から生徒に係る学び直し支援金の交付決定や額の確定の通知を受けたときは、速やかに生徒に通知し、また、学び直し支援金の交付を受けたときは、速やかに生徒の授業料債権に充当するものとする。

13. 学び直し支援金の支払 略

14. 留意事項

(1) 各私立高等学校等は、本制度の円滑な実施を図るため、様々な機会を捉え、本制度の趣旨・目的、期待される効果、内容について生徒・保護者等に十分な周知等を行うこと。

(2) 申請書の提出期限を過ぎた場合であっても、申請のあった日（やむを得ない理由がある場合、やむを得ない理由がやんだ後 15 日以内にその申請をしたときには、やむを得ない理由により申請をすることができなくなった日）の属する月から受給が可能であるため、提出が遅れている生徒・保護者については、速やかな提出を促すこと。さらに、低所得世帯を対象とした、授業料以外の教育費負担を軽減するための「高校生等奨学給付金」制度について、学び直し支援金と混同し、一方のみしか申請をしない場合等が想定されるため、学び直し支援金を周知する際に併せて周知を行うこと。その際、私立に通う生徒の場合、学び直し支援金の 2.5 倍加算支給対象者については、奨学給付金の支給要件も満たすことを説明すること。また、学校の所在地と異なる都道府県に在住する生徒には、奨学給付金が在住する都道府県から支給されることも説明すること。

(3) 学び直し支援金の受給資格認定申請及び収入状況届出にあたっては、設置者において、情報の紛失、漏洩等が起こらないよう、個人情報の取り扱いには十分留意す

るとともに、生徒及び保護者等のプライバシーに配慮した書類の提出方法について、特段の配慮を行うこと。

(4) 学び直し支援金の支給を受ける生徒が、大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金、大阪府私立専修学校高等課程等授業料減免事業補助金、大阪府東日本大震災私立学校等授業料等特別減免事業補助金の支給を受ける場合は、これらの補助金の補助対象経費の額から学び直し支援金の支給額は除かれる。

(5) 偽りその他の手段により不正に学び直し支援金の支給を受けた場合、教育長は、その者から、不正に支給を受けた学び直し支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

II 学び直し支援金の支給に係る事務

1. 受給資格認定 略
2. 所得制限基準、加算支給基準に該当することの判定 略
3. 収入状況の届出、支払の一時差止め 略
4. 受給資格消滅の通知、支給実績証明書 略
5. 休学に伴う支給停止、再開 略
6. 学び直し支援金の交付決定及び変更交付決定 略
7. 学び直し支援金の実績報告、学び直し支援金の額の確定 略
8. 学び直し支援金の支給（代理受領、授業料との相殺） 略

(留意事項)

ア～ケ 略

るとともに、生徒及び保護者等のプライバシーに配慮した書類の提出方法について、特段の配慮を行うこと。

(4) 学び直し支援金の支給を受ける生徒が、大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金、大阪府私立専修学校高等課程等授業料減免事業補助金、大阪府東日本大震災私立学校等授業料等特別減免事業補助金の支給を受ける場合は、これらの補助金の補助対象経費の額から学び直し支援金の支給額は除かれる。

(5) 偽りその他不正の手段により学び直し支援金の支給を受けた者があるときは、教育長は、その者から、その支給を受けた学び直し支援金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

II 学び直し支援金の支給に係る事務

1. 受給資格認定 略
2. 所得制限基準、加算支給基準に該当することの判定 略
3. 収入状況の届出、支払の一時差止め 略
4. 受給資格消滅の通知、支給実績証明書 略
5. 休学に伴う支給停止、再開 略
6. 学び直し支援金の交付決定及び変更交付決定 略
7. 学び直し支援金の実績報告、学び直し支援金の額の確定 略
8. 学び直し支援金の支給（代理受領、授業料との相殺） 略

(留意事項)

ア～ケ 略

第1版 平成28年11月

第2版 平成29年11月改訂

第3版 平成30年10月改訂

第4版 令和元年6月改訂

第5版 令和元年9月改訂

第1版 平成28年11月

第2版 平成29年11月改訂

第3版 平成30年10月改訂

第4版 令和元年6月改訂